

指定給水装置工事事業者 指定申請手続要領

1. 概要 給水装置の工事及び修理を行う場合に必要の手続きです。
2. 内容 給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。指定給水装置工事事業者への指定を申請される方は、この要領により申請書を提出してください。
3. 根拠となる法令
 - ・水道法
 - ・給水条例
4. 申請書の入手方法 明和工業㈱のホームページにアクセスし、ダウンロードしてください。
<http://www.meiwajp.com/higashikou/gyosya/gyosya01.html>
 ※窓口での配布も実施しております。お問合せください。
5. 受付期間提出方法
 - (1) 期間：随時（持参の場合は午前9時00分～午後5時00分）
 - (2) 提出方法：持参または郵送 代理人の申請も可能
 ※書類は綴らずにクリアファイル等に入れて提出してください。
6. 手数料等 不要

7. 提出書類

| 申請書・添付書類 | 法人 | 個人 |
|---------------------------------------|----|----|
| ・指定給水装置工事事業者指定申請書 「様式第1（第18条関係）」 | ○ | ○ |
| ・誓約書「様式第2（第18条及び第34条関係）」 | ○ | ○ |
| ・給水装置工事主任技術者免状の写し | ○ | ○ |
| ・機械器具調査 | ○ | ○ |
| ・申請者の位置図（住宅地図の写し等） | ○ | ○ |
| ・経営事項審査結果通知書の写し 注1 | ○ | ○ |
| ・法人の場合 定款 及び 登記事項証明書（写し可） | ○ | / |
| ・個人の場合 住民票の写し （外国人のときは外国人登録証明書の写し） | / | ○ |

注1 経営事項審査結果通知書について
 経営事項審査の申請をしていない業者においては直前2年度分の「財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）」を添付してください。

8. 受付・提出先

〒950-1348 新潟県新潟市西蒲区打越135番地1
 明和工業株式会社 新潟東港水道事業部

9. 指定決定通知

審査結果は、後日申請者に対して通知します。

10. お問い合わせ先

明和工業株式会社 新潟東港水道事業部
 電話番号 : 025-375-1040
 F A X 番号 : 025-375-1017
 メールアドレス : eastwater@meiwajp.com